

第 1 2 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 7 日（金）

保健文化センター 3階視聴覚室

第12回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年4月7日(金)

2、開催場所 保健文化センター 3階視聴覚室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員(16名)

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	穴倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘(会長職務代理者)	11番	川嶋一美
12番	板倉小百合	13番	内海亮一
14番	梅原英男	15番	齋藤重幸
16番	鵜澤英夫(会長)	17番	今関喜明

5、欠席委員(1名)

10番 中村和敏

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(整理番号1~3)

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について

(利用権設定)

第5 議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

第6 議案第4号 大網白里市農業委員会会長交際費支出基準の一部改正について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1~2)

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

(整理番号1)

第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1)

第10 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～4)

第11 報告第5号 転用事実確認証明について(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	長谷川聡彦

◎開 会

○議長 ただいまより、第12回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第12回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、中村和敏委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを、報告いたします。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、内山充弘委員および川嶋一美委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きますして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～3)

○議長 続きますして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、九十根字高沼、地目 田の1筆、面積1,365平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中のやや左上付近に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでに

なります。

次に、整理番号2、申請地は、金谷郷字高海堤、字奉行方、地目 田の3筆、合計面積2,968平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中付近に3つに点在して1-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから10ページまでになります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、山口字堀、地目 田の1筆、面積750平方メートルおよび地目畑の2筆、合計面積240平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中のやや右付近に1-3と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料11ページから14ページまでになります。

なお、整理番号1から3の権利者における農業従事日数および農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 議案第1号整理番号1について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

4月2日に鶴澤推進委員と、権利者宅に伺い、義務者も同席し、話を聞きました。

義務者は以前から耕作を依頼していましたが、後継者もなく返されても、管理ができない

ため、権利者をお願いしたところ、引き受けてくれたため、今回の申請に至っております。

権利者は機具もそろっており、問題ないと思われませんが、慎重審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第1号整理番号2について調査報告を申し上げます。

概要については事務局説明のとおりでございます。

申請地は3筆とも、現在進められている山辺地区土地改良事業区域内であります。

調査は4月2日に伊藤推進委員と義務者宅に伺い、聞き取り調査と現地調査を行いました。

義務者は高齢となり、耕作できないため、今回の申請となり、内容に間違いないと回答を得ました。

同日に権利者からも今回の申請に間違いありませんと回答がありました。

権利者は認定農業者であり、農機具等もそろっており、特に問題はないと思われま

皆様の慎重審議、よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、宍倉喜八郎委員、お願いいたします。

○宍倉委員 それでは、議案第1号整理番号3について、調査報告を申し上げます。

理由につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

義務者には、市外に住んでいるため、4月1日に電話にて確認しました。

以前より、権利者に申請地の作付をお願いしていたそうです。

義務者は現在、高齢で、市外に住居を構え、今後も耕作できないため、権利者に所有権移転の相談をしたところ、両者の間で合意し、申請に間違いはないということでした。

4月2日に、宍倉推進委員と、現地立ち会いにて、権利者とお会いし、申請内容に間違いはないとの回答をいただきました。

申請地が自宅の近くでもあり、隣接農地は自己所有で、綺麗に管理されておりました。

以上、特に問題点はないと思われま

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から3に

対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第 1 号、整理番号 1 について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 1 号、整理番号 1 は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第 1 号、整理番号 2 について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 1 号、整理番号 2 は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第 1 号、整理番号 3 について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 1 号、整理番号 3 は原案のとおり許可することに決定をいたします。

◎議案第 2 号 (利用権設定)

○議長 続きまして、日程第 4、議案第 2 号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号 12 から 13 は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第 2 号の整理番号 1 から 13 について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 3 ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の 4 ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は 12 人、利用権の設定をする者は 13 人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が 66 筆で、面積 77,074 平方メートル、畑が 3 筆で、面積

6,898 平方メートル、田と畑の合計面積は、83,972 平方メートルでございます。

次に、議案書の 5 ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の 6 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が 8 件、更新が 5 件の合計 13 件でございます。

整理番号 1 から 13 の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号 1、大網、田が 4 筆、3,558 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、90 キログラム、更新。

整理番号 2、大網、田が 7 筆、6,166 平方メートル、1 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、30 キログラム、更新。

次に、議案書の 7 ページをご覧ください。

整理番号 3、駒込、田が 1 筆、2,460 平方メートル、5 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

整理番号 4、永田、田が 2 筆、2,042 平方メートル、3 年、金納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム相当額、新規。

次に、議案書の 8 ページをご覧ください。

整理番号 5、南横川、田が 7 筆、9,829 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

整理番号 6、南横川、田が 4 筆、5,915 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 9 ページをご覧ください。

整理番号 7、大網、田が 3 筆、1,274 平方メートル、1 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

整理番号 8、北今泉、田が 5 筆、4,220 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

次に、議案書の 10 ページをご覧ください。

整理番号 9、清名幸谷、田が 4 筆、4,197 平方メートル、5 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

整理番号 10、木崎、田が 4 筆、6,368 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。

整理番号 11、南今泉および四天木、田が 13 筆、15,025 平方メートル、畑が 3 筆、6,898 平方メートル、10 年、無償、新規。

整理番号 12 から 13 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。また、同条第 3 項第 4 号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号 12、大網、田が 9 筆、8,809 平方メートル、10 年、物納および金納、全面積で、コシヒカリ 1 等米、480 キログラムの内、180 キログラムは物納、300 キログラム分は金納、新規。

次に、議案書の 12 ページをご覧ください。

整理番号 13、細草、田が 3 筆、7,211 平方メートル、10 年、物納および金納、全面積で、コシヒカリ 1 等米、648.6 キログラムの内、180 キログラムは物納、468.6 キログラム分は金納、新規。

なお、整理番号 1 から 13 の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件および整理番号 12 から 13 につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会および市農業振興課の 4 者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号3から4の案件につきましては、一括して、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、整理番号3について調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明のとおりでございます。

4月1日、菅谷推進委員と私2人で現地で、貸付人、借受人の方から話を伺いました。

貸付人は、昨年まで耕作してくれた人から、現地へ農機具等を移動するのに、市街地を通らなくてはならず、年齢的なこともあり危険性があるので、耕作を断られたということでした。

そして、貸付人は、隣接地を耕作している借受人に、耕作の件を話したところ、借受人は隣合わせだからということで引き受けてくれたということでございます。

従いまして、利用権を設定して耕作を依頼するということでございます。

借受人は、農機具もそろっており、特に問題はないと思いますが、慎重審議をお願い申し上げます。

次に整理番号4について、調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明のとおりでございます。

4月1日、貸付人は遠方のため、電話で確認をいたしました。

貸付人は昨年まで耕作を依頼していた人が亡くなられたので、今年から、借受人に耕作を依頼したいということでございます。

借受人とは、現地で話を伺いました。

借受人は昨年、稲刈りが終わった頃、亡くなった方から、私は体調があまり良くないので、私の耕作している面積の半分くらい耕作を引き受けてもらえないかという話をされていたので、今回の利用権設定を引き受けたということでございます。

借受人は、認定農業者であり、特段問題はないと思われませんが、皆様方の慎重な審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5について、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号5の調査報告をいたします。

4月1日、小倉推進委員と、借受人にお会いし、話を聞いて参りました。

貸付人については電話での対応となりました。

内容は事務局説明のとおりです。

今回の申請の土地は、今まで耕作していた方から、耕作ができないと言われてご近所である借受人にお願いして快く、今回の話になったそうです。

何ら問題ないと思いますがよろしくをお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号8について、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号8について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

調査は4月2日借受人とお会いし、また貸付人には電話での調査となりました。

双方とも、今回の申請に間違いのないことでした。借受人、貸付人は親戚で、以前より耕作の依頼を受け、耕作していたそうで、今回、正式に利用権設定をすることにしたとのことでした。

施設、機械も整っており、特に問題ないとは思いますが慎重なる審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号9について、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤（義）委員 それでは、整理番号9について、調査報告を申し上げます。

理由としましては、事務局の説明のとおりでございます。

4月2日に、齋藤推進委員と、現地に行きました。

前の借受人の方が耕作できないという事で、事務局から今回の借受人を紹介されましたという事でした。

借受人でございますが、耕作地をふやしたいということで、意欲的な農業者でありまして、耕作するという事でした。

問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号11について、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤（重）委員 整理番号11について調査報告を行います。

内容は事務局の説明のとおりです。

4月2日に八角推進委員と現地確認と意向確認をいたしました。

貸付人は高齢で耕作できないため、孫である借受人に耕作を依頼したものであります。

借受人は若手の認定新規就農者で、頑張っており、双方ともこの申請に間違いはないということで、何ら問題はないと思われまますので、委員の皆様の審議について、よろしくお願いいたします

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から13について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から13に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から13について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から13について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から13の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第3号

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局から議案第3号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

本案は、令和4年2月に農林水産省経営局長から、毎年度策定する旨の通知がありました、最適化活動の目標の設定等でございます。

農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならないと規定されておりますことから、目標設定等の公表にあたり、農

業委員会の意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目1の農業委員会の状況でございます。

1、農業委員会の現在の体制および2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、14ページをご覧ください。

大項目2の最適化活動の目標でございます。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状および課題では、現状といたしましては、管内の農地面積2,400ヘクタールに対しまして、前年度末までの集積面積509ヘクタールであり、集積率は21.2パーセントでございます。課題といたしましては、担い手のいない農家や、高齢で従事できない農家の農地を集積することが必要としております。

②目標では、本県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針に合わせ、令和6年度に集積率51パーセントを目標としており、今年度の新規集積面積を7ヘクタールとしております。

(2)遊休農地の解消、①現状および課題では、現状といたしましては、1号遊休農地面積は17.2ヘクタールであり、すべて黄区分の遊休農地でございます。課題といたしましては、遊休農地の状況や所有者等の意向を踏まえ、担い手への集積等を推進していく必要があるとしております。

②目標のb、黄区分の遊休農地の解消では、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は24.2ヘクタールであり、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針といたしましては、市農業振興課等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行うとともに、基盤整備事業の予定や利用意向調査の結果等の情報共有を図り、遊休農地の解消のための工程表の策定を検討するとしております。

次に、15ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進、①現状および課題では、現状といたしましては、令和2年度から令和4年度までの新規参入者は、議案書に記載のとおりでございます。課題といたしましては、関係機関と連携を図り、認定志向農業者を確保するとしております。

②目標、権利移動面積では、令和2年度から令和4年度までの実績および平均は、議案書に記載のとおりでございます。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、5.9

ヘクタールとしております。

2、最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標では、1人当たりの活動日数を1ヶ月当たり6日以上といたしました。

(2) 活動強化月間の設定目標では、活動強化月間の設定回数は3回といたしました。なお、取組内容などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標では、新規参入相談会への参加回数は1回といたしました。開催内容などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は原案のとおり決定されました。

◎議案第4号

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農業委員会会長交際費支出基準の一部改正についてを議題といたします。

事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の16ページから17ページまでをご覧ください。

本案は、大網白里市農業委員会会長交際費支出基準における、第6条の文言の整理を行おうとするものでございます。

これに加えまして、議案書の17ページ下段の弔慰金の支給等に関する基準表につきまして、元職の農業委員会会長・農業委員および農地利用最適化推進委員の本人において、死亡日の期より2期前までとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定されました。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第10、報告第4号、農地の転用事実に関する照会について、日程第11、報告第5号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書18ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地および権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 3 号についてご説明いたします。

議案書の 20 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知は 1 件でございます。

農地の所在地および賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 4 号についてご説明いたします。

議案書の 21 ページから 22 ページまでをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は 4 件でございます。

法務局から照会のありました各農地の所在地および申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員および推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から 4 列目、現況欄に記載のとおり回答したところでございます。

最後に、報告第 5 号についてご説明いたします。

議案書の 23 ページをご覧ください。

転用事実確認証明は 1 件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第 4 条、第 5 条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員および推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第 1 号から第 5 号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第 7 から日程第 11 の報告事項を終了いたします。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局からお願いいたします。

○議長 事務局。

○事務局 事務局から 1 点、連絡事項がございます。

農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております、紫色の冊子の2023年農業委員会活動記録セットでございます。

活動記録セットの内容につきましては、昨年と変更がありませんが、農業委員会として活動していただいた内容につきましては、13ページ以降の農業委員会活動記録簿へ記入をお願いいたします。

特に9ページ、活動項目一覧における2から4までの最適化活動が能率報酬の活動実績の該当項目となりますので、該当する活動がある場合は必ず記入をお願いいたします。

その前の11ページから12ページまでが、記入例となっておりますので、記入する際に参考としてください。

次に73ページから80ページまでは、ご相談カードになりますので、各地区において、農地等の相談の際にご活用いただきたいと思います。

不明な点等がありましたら、その都度、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第12回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時48分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月7日

農業委員会会長

鵜澤英夫

署名委員

内山充弘

署名委員

川嶋一美